

梅ヶ枝中央会計

資金面での手続(エンジェル税制)

Q 会社設立の資本金について、当初は友人との出資を考えていますが、その後の出資者の対応で意識すべきことはありますか？

A エンジェル税制（ベンチャー企業投資促進税制）の検討が望まれます。

(以下、経済産業省 HP の抜粋・加工)

【エンジェル税制とは】

一定の要件を満たした企業に対して、**個人**が投資を行った場合、**投資時点**と、**売却時点**で税制上の優遇措置を受けることができます。また、民法組合・投資事業有限責任組合を通じた投資についても、直接投資と同様に本税制の対象となります。

A・B いずれか選択	投資時点	売却時点
優遇措置 A (設立 3 年 未 満の企業 が 対象)	(対象企業への投資額-2,000 円)を、その年の総所得金額から 控除 ※控除対象となる投資額の上限は、 総所得金額 × 40% と 1,000 万円 のいずれか低い方 (措法 41 条の 19) (注1) 当該控除は、所得控除(寄附金控除(所法 78)の特例(税額控除ではない))。 (注2) 総所得金額 としての損益通算の対象は、利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・譲渡所得(除、土地等・株式等・退職・山林)。	対象企業の株式売却により生じた損失を、その年の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降 3 年 にわたって、 順次株式譲渡益と通算(相殺)可能 (措法 37 の 13 の 2④)。
優遇措置 B (設立 10 年 未 満の企業 が 対象)	投資対象企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から 控除 ※控除対象となる投資額 の上限なし (措法 37 条の 13) (注 1)この特例適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額を 上限	

※民法組合・投資事業有限責任組合を通じた投資は、**優遇措置 A** の適用を受ける場合は、**直接投資と同様の手続き**。逆に右のフローで優遇措置 B の適用を受ける場合は、II・III の要件を満たす必要なし。

※**エンジェル税制のファンド**は **IRR の要件は無し**

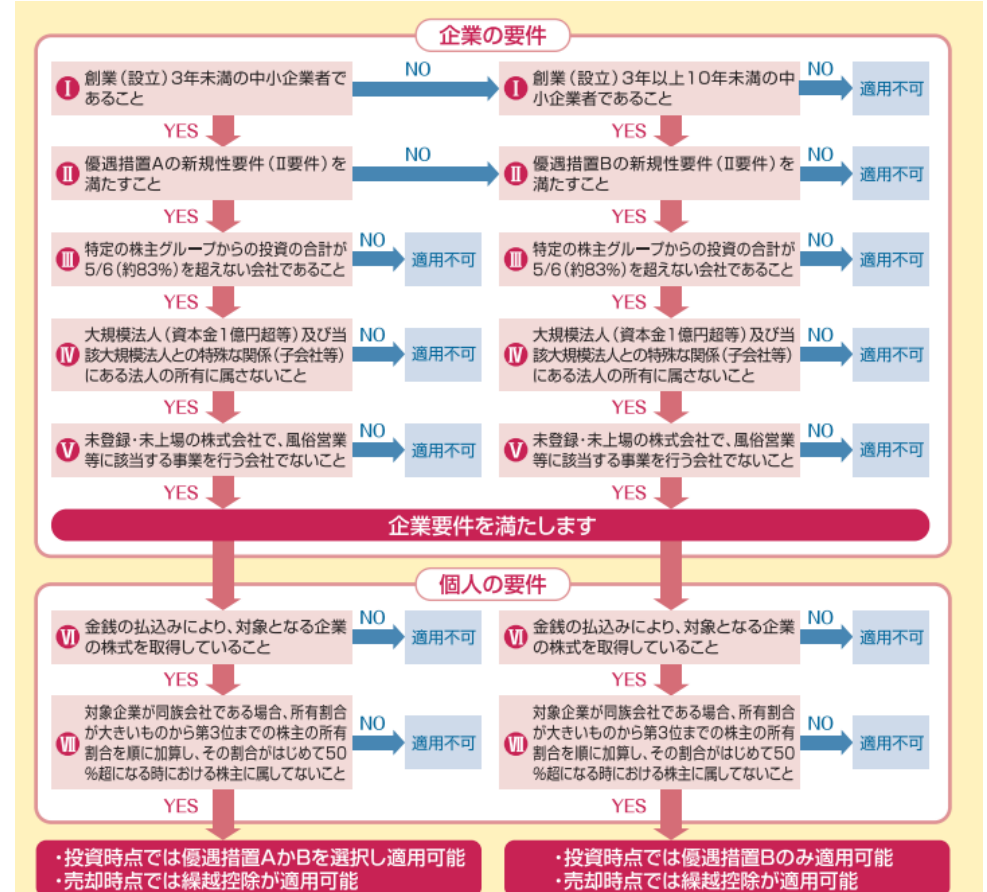
※**投資促進税制による認定ファンド** (産業競争力強化法に基づき経済産業大臣から投資計画の認定を受けたファンドを通じて出資する企業が、出資額の 8 割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入できる)は、**IRR の要件として 15%以上**が必要 (「企業のベンチャー投資促進税制について 平成 26 年 1 月 経済産

複利計算	1%	5%	10%	15%
5 年	105%	128%	161%	201%
10 年	110%	163%	259%	405%

業省)。

【判定フロー】

(経済産業省 HP 「エンジェル税制のご案内」 p.5 より抜粋)



梅ヶ枝中央会計

Q 会社設立の資本金について、当初個人で出資する予定ですが、ベンチャーファンドからの投資を受けるにあたり、留意すべき点は何ですか？

A エンジェル税制の適用要件を満たして、個人で設立・増資した上で、ベンチャーファンドの出資を受けることが望めます。

【エンジェル税制の大規模法人要件】

個人が設立し、増資をする前に、大規模法人の以下の要件を満たすと、エンジェル税制の適用ができない場合がありますので、ファンドから出資を受ける前に資本政策の立案に留意が必要です(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則 3⑤)。

【要件】大規模法人(資本金1億円超等)及び当該大規模法人と特殊な関係(子会社等)にある法人(以下「大規模法人グループ」という)の**所有に属さないこと**
 ※発行済株式の総数の**1/2 超**を、1つの大規模法人グループに保有されておらず、また、発行済株式の総数の**2/3 以上**を、複数の大規模法人グループに保有されていないこと要件]

【エンジェル税制の資本構成の要件】

エンジェル税制の適用にあたって、以下の外部株主要件・同族会社要件に留意が必要です。

外部株主要件	外部(特定の株主グループ以外)からの投資を1/6以上取り入れている会社であること ・特定の株主グループ…発行済株式の総数の 30%以上 を保有している株主グループ(個人とその親族等) ・1/6…特定の株主グループが保有している株式の合計数が、発行済株式の総数の5/6を超えないこと。ただし、発行済株式の総数の50%超を保有している株主グループがいる場合には、その株主グループの保有している株式の数だけで発行済株式の総数の5/6を超えなければ要件を満たす。
同族会社要件	投資先ベンチャー企業が同族会社である場合には、持株割合が大きいものから 第3位 までの株主グループの持株割合を 順に加算 し、その割合が 初めて50%超 になる時における株主グループに属していないこと ・同族会社…その会社の上位3位までの株主グループ(個人とその親族等)が、当該企業の株式等を50%超保有している会社

【エンジェル税制の適用を受けられるパターン例】

原則、株主Aが最大。B以降は、順次減減。

1/3	1/2	2/3	議決権	エンジェル税制適用検討	エンジェル税制適用対象		
A 83%	B 17%		A…2/3 以上で特別決議	・外部株主要件…B が存在 ・同族会社要件…B	B (除 A)		
A 67%	B 17%	C 16%	A…2/3 以上で特別決議	・外部株主要件…B、C が存在 ・同族会社要件…B、C	B、C (除 A)		
A 51%	B 16%	他※ 33%	A…1/2 超で普通決議。拒否権有(1/3 超) A+B…2/3 以上で特別決議	・外部株主要件…B、他 ・同族会社要件…B、C	B、他 (除 A)		
※他株主は最大でも16%未満							
A 34%	B 17%	C 16%	他※ 33%	A…拒否権有(1/3 超) A+B…1/2 超で普通決議 A~C…2/3 以上で特別決議	・外部株主要件…B、C、D、他が存在 ・同族会社要件…C、他	C、他 (除 A、B)	
※他株主は最大でも16%未満							
A 34%	B 9%	C 7%	D 6%	他※ 44%	A…拒否権有(1/3 超) A~Cで50%以下に設計 A~D…1/2 超で普通決議	・外部株主要件…B、C、D、他が存在 ・同族会社要件…上位3グループで、50%超ではない。	全員
※他株主は最大でも6%未満							

【同族会社が子会社を設立し、当該同族会社の**社長(同族関係者)**が出資する場合…同族会社 55%、社長 45%】
 ・同族会社要件で、第1位の株主グループには、親会社と社長のグループのみで100%となり、社長はグループに属しているため、**適用無し**。

【同族会社が子会社を設立し、当該同族会社の**社長(同族関係者でない)**が出資する場合…同族会社 55%、社長 45%】
 ・同族会社要件で、親会社グループのみで55%であり、社長はグループに属さないため、要件を満たす。
 ・外部株主要件で、親会社と社長と同一グループにならない。
 →親会社で5/6超ではないため、要件を満たす
 →**社長はエンジェル税制適用可能**。

梅ヶ枝中央会計

Q 昨年以前に投資をした企業が投資時点でエンジェル税制の要件を満たしていましたが、遡及的に適用は可能ですか？

A 一定の場合、遡及的な適用は可能です。

【遡及的な適用】

経済産業省 HP「エンジェル税制～Q&A 集～2013 年 9 月改訂」「1.制度全般」より

Q5 ベンチャー企業に投資したのが5年前であって、本年度に当該企業の株を売却し損失が発生した場合でも「売却時点での優遇措置」を適用できますか。

A5 投資時点における「対象ベンチャー企業『特定中小会社』の要件」と「投資家要件」を満たしている場合、適用できます。

経済産業省 HP「エンジェル税制～Q&A 集～2013 年 9 月改訂」「8.申請から確定申告までの手続きの流れ」より

Q4 確定申告期間中にエンジェル税制の申告手続きが間に合わなかった時はどうなるのですか。

A4 1. **確定申告義務のある方**(自営業者の方や給与所得が 2000 万円超の方など)の場合

確定申告を行った際にエンジェル税制の**申告を失念していた場合**などは、**事後申請は認められません**。一方、エンジェル税制の申告を行ったものの後で計算誤りが見つかった場合や、経済産業局による確認書の発行が著しく遅延し確定申告の手続き期間に間に合わなかった場合など、「やむを得ない事情」に当たる場合は、確定申告書の法定申告期限から1年以内ならば、一度提出した確定申告書を訂正するために、「更正の請求書」を提出することができます。

2. **確定申告義務のない方**の場合

エンジェル税制の適用を受ける年の翌年1月1日から**5年以内であれば**、いつでも確定申告を行い、**還付を受けることができます**。

但し、エンジェル税制の適用を受ける年の確定申告をすでに行った方については、上記「確定申告義務のある方」と同様、「やむを得ない事情」に該当する場合に限り、原則確定申告書を提出した日から1年以内に限って「更正の請求書」を提出することができます。

梅ヶ枝中央会計

Q 必要書類上の留意点は？

A 一定の場合、提出書類に「税理士が署名した確定申告書別表 1(1)」の写し等が必要であることに留意が必要です。

【提出書類】

経済産業省 HP「事前確認制度を利用しない場合の必要書類及び様式について」より抜粋

●ベンチャー企業要件(特定新規中小企業者)であることの確認に必要となる書類

- 確認申請書(様式は経済産業省 HP より)
 - 定款
 - 登記事項証明書(原本が必要です)
 - 貸借対照表、損益計算書及び営業報告書(設立後最初の事業年度を経過している場合に限る)
1. 規則第 3 条第 1 号イに掲げるもののうち、試験研究費等の売上高に占める割合が 3%を超えるものに該当するものであることを証する場合は基準事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び営業報告書
 2. 規則第 3 条第 1 号イに掲げるもののうち、売上高成長率に該当するものであることを証する場合は基準事業年度と基準事業年度の直前事業年度又は設立後最初の事業年度から基準事業年度の直前事業年度までの貸借対照表、損益計算書及び営業報告書
 3. 法第 2 条第 3 項第 3 号に規定する新規中小企業者であること(試験研究費等の売上高に占める割合が 5%を超えるものに該当するもの)を証する場合は基準事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び営業報告書
 - ・ 基準事業年度の直前事業年度の確定申告書別表二の写し(設立後最初の事業年度を経過している場合に限る)
 - ・ 払込期日(基準日)における株主名簿
 - ・ 常時使用する従業員数を証する書面
 - ・ 組織図(役員の氏名、生年月日及び住所が記載)(規則第 3 条第 1 号ロ又はハに掲げるものに該当することを証する場合)
 - ・ 研究者・開発者の略歴、担当業務内容(新規事業の担当者であることについてのご説明)

●優遇措置 A の適用を受けようとする場合の追加書類

- ◆ 設立後 1 年未満であって、設立後最初の事業年度を経過していないものに限り以下の書類
 - 事業計画書(参考様式は経済産業省 HP)
 - 法人設立届出書の写し
- ◆ 設立後 1 年以上 3 年未満(設立後 1 年未満であって、設立後最初の事業年とを経

過しているものを含む)のものは以下の書類

- ・ 設立の日における貸借対照表
- ・ 設立後の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ・ 設立後の各事業年度におけるキャッシュ・フロー計算書
- ・ **税理士が署名した**確定申告書別表 1(1)の写し及び法人事業概況説明書

●個人が払込みにより株式を取得したことを証する書類

- ◆ 特定新規中小企業者により発行される株式を個人が払込みにより取得したことを証する書類として以下にかかげるもの
 1. 株式の発行を決議した株主総会の議事録の写しあるいは取締役会の議事録の写しあるいは取締役による決定があったことを証する書面のいずれか
 2. 個人が取得した株式についての株式申込証の写し
 3. 払込があったことを証する書面の写し(通帳のコピー等)
 4. 投資契約書の写し(投資契約の参考様式はこちら)

【投資契約書】

経済産業省 HP「エンジェル税制～Q&A 集～2013 年 9 月改訂」「8.申請から確定申告までの手続きの流れ」より

Q8 投資契約書に加えるべき文言はどのように対応すればいいですか。
A8 提出していただく投資契約書に「追加覚書」を添付してください。「追加覚書」のひな形をパターン別に準備しております。「エンジェル税制様式集」をご覧ください。経済産業省ホームページから入手できます。